

平成26年度
第4回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

平成27年4月24日提出

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

平成２６年度第４回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	平成２７年３月１８日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	平成２７年３月２６日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成２７年３月２６日 15 時 50 分			議 長	高橋 守男
	閉 会	平成２７年３月２６日 16 時 13 分			議 長	高橋 守男
応招（不応招） 委員及び出席並 びに欠席委員 出 席 ２６名 欠 席 ３名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠 席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠 席
	1	田 村 紀 彦	○	16	熊 澤 威 人	○
	2	阿 部 正 芳	○	17	吉 田 一	▲
	3	高 橋 守 男	○	18	工 藤 忠 榮	○
	4	高 橋 正 志	○	19	種 市 幸 雄	○
	5	羽 沢 寿 隆	○	20		
	6	高 橋 末 治	○	21	高 橋 由 則	○
	7	向 久 保 勉	○	22	高 橋 光 廣	○
	8	伊 藤 諭 一	○	23	工 藤 弘 道	○
	9	田 村 真 行	▲	24	三 浦 美恵子	○
	10	遠 藤 公 雄	▲	25	小山田 恵 悦	○
	11	遠 藤 美 満	○	26	高 橋 志 郎	○
	12	立 柳 優	○	27	清水畑 京 子	○
	13	高 橋 金 悦	○	28	石羽根 正 志	○
	14	工 藤 伸 一	○	29	山 本 範 夫	○
	15	遠 藤 實 光	○	30	松 村 勝 彦	○
				31		

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 1 4 番	工藤伸一	議席番号 2 7 番	清水畑京子
八幡平市農業委員会会議 規則第15条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	遠藤 等		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	畑山 直己		
	農地調整係長	津島 佐智幸		
	農地調整係主事	高橋 慶		
	農業振興係主任	清川 智紀		
	農業振興係主事補	笹森 孝哉		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙議事次第に同じ			
会 議 の 経 過				

1 開会（14時35分）

事務局（遠藤事務局長）

御起立をお願い致します。相互に礼をお願いします。ご着席願います。

議長（高橋守男会長）

皆さんご苦労様です。ただ今から平成27年度八幡平市農業委員会第4回総会を開会致します。

ただ今の出席委員数は、29名中26名であります。定足数に達しておりますので会議は成立致します。

2 議事録署名人の指名

議長（高橋守男会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮り致します。

会議規則39条第2項の規定による議事録署名人の選任については当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には14番工藤伸一委員と27番清水畑京子委員を指名致します。

3 会期の決定

議長（高橋守男会長）

次に、平成27年度八幡平市農業委員会第4回総会の会期についてお諮り致します。

第4回総会の会期は平成27年3月26日、1日間とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋守男会長）

異議なしと認めます。よって、平成27年度第4回総会の会期は、平成27年3月26日の1日間とすることに決定致しました。

4 報告

議長（高橋守男会長）

次に事務局から報告第1号「平成26年度第12回運営委員会報告について」の報告を行ないます。

事務局（遠藤事務局長）

それでは報告を行います。資料は３頁になりますけども「平成２６年度第１２回運営委員会報告について」ということで報告致します。

平成２７年３月１８日に開催致しました。場所は市役所３階大会議室で開催しました。協議事項は総会にかける案件を２件提案致しました。

議案第１号の案でございますが「八幡平市農業委員会農地基本台帳点検等実施規定の一部の改正について」議案第２号につきましては「八幡平市農業委員会事務局職員の任免について」これらについて審議しました。

以上、平成２６年度第１２回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規定第８条に基づき報告します。平成２７年３月２６日運営委員長（会長）高橋守男 以上でございます。

議長（高橋守男会長）

ただ今の報告につきまして、何かお聞きしたいことがありましたらご発言をお願いします。

（なしの声あり）

議長（高橋守男会長）

ないようですので次に進みます。

議長（高橋守男会長）

議案の審議に先立ち、会議の進め方についてご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手のうえ、議長の許可を得てから議席番号、氏名を申し述べて質問をするようにご協力をお願いします。

それでは議案の審議に入ります。

「議案第１号 八幡平市農業委員会農地基本台帳点検等実施規定の一部改正について」を議題と致します。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局（遠藤事務局長）

それでは説明を致します。資料の１０頁をお開き願います。新旧対照表によって説明したいと思いますが、この案件につきましては全体会において、素案について説明させていただいてきておりますけれども、法規審査委員会の審査を通りまして、最終的な案ということでお示しすることができましたので、本総会に議案上程したものでございます。

めくっていただきまして１２頁をお願い致します。最終案でございますので、第１条からかいつまんで改めてご説明申し上げたいと思います。

まず１０頁目の第１条「目的」でございます。右のほうが改正後、左のほうが現行と見ていただければよろしいですし、同じ条文の場合、アンダーラインが双方についてございます。このアンダーラインが変わった部分と捉えていただきたいと思いますと考えております。

第１条につきましては、現行に比べまして改正案は第１条の２行目の真ん中あたりにアンダー

ラインの頭に農地法とありますが、農地台帳が今までは任意の台帳であったものが農地法という法律、それからその関連法令に位置づけられたと、やらなければならない、整備しなければならない、義務化されたという所がこの第1条でございます。

それから第2条でございますが、点検等の対象となる事項ということで、農地台帳の整備の中身について規定したものでございますが、これも法改正によって規定が進められてきたところでございますが、アンダーラインのところ、農地台帳の整備及び台帳システムの改善について、平成26年通知に基づいて実施されるということでございます。

それから第3条第2項のところですけども、この調査はアンダーラインの頭のところですけども、全農家を対象として、ということで全ての農家を対象として調査票の配布及び回収をする。それで先般農家の方々に用紙を配布して回収して、台帳整備の推進を図ったということでございます。

めくっていただいて11頁ですけども、第4条のところでございますけれども、現行では「住民基本台帳等のデータとの照合」という項目がございます。台帳は年1回住民台帳と照合してきているところでございますが、これから後段の方に追加情報が入ってきますので、その情報によってデータ等との照合が行われますので、この第4条については削除するというところで、右側の改正後の方は空欄となっております。

それから第5条につきましては、この通り文言の整理ということになります。

第6条につきましては「農地情報の共有管理のために提供した情報等の管理」というところで、旧制度につきましては、ここのアンダーラインのうえの右端のところに「担い手育成総合支援協議会設置要領」というものがあつたと、過去形になります。現在はもう、こういう協議会はないということで、これにこだわる必要はないのではないか、こだわらなくてもいい、ということでこの第6条の条文につきましては、あとで説明致しますけれども、この規定の一番最後、第16条に改正して改めて条文制定しているものでございます。ですので、この第6条の見出しについてはそのまま利用させていただいて、条文の中身については全部改正した、ということで最後16条のところの説明したいと思います。

それから第7条を第5条、つまり削除した関係で2条繰り上がりますので、第5条ということになりますが、第5条から第15条については今回のデータの公表によって、改めて条文に入ってきた、というところでございます。これは旧制度には全然規定されていなくて、新しく、第1条で農地法の、という所が出てきましたが、それを受けまして全国一律に公表するという内容で追加になったものでございます。

第6条を見てもらいたいのですけども、ここはその通り書いてある通りですが「農地台帳及び農地に関する地図の公表は、農地法第52条の3に基づき、インターネットによる公表、農業委員会による窓口公表等により実施するものとする」となっております。今度は第7条「インターネットによる公表」というのがございまして、「農地台帳及び農地に関する地図のインターネットによる公表は、農地情報公開システムにおいて実施するものとする」。第7条の2項ですけども、12頁の一番上ですが「農業委員会は、全国農業会議所により定められた時期において、農地台帳のインターネットで公表する記録内容を指定のデータ形式等で全国農業会議所に提供するものとする」ということで各農業委員会の農地台帳、図面の公表を一律に全国農業会議所がインターネットで公表する、皆さんインターネットでヤフーというのをご存知かもしれないですけれ

ども、そのヤフーを使ってパソコンがあれば、全国どこの農地も家に居ながらにして、その農地情報を得られる、というシステムが構築されまして、来月4月1日からそのシステムが稼働するということになっております。今現在、盛んに調整中でございます。

第8条、見出し「窓口の公表等」と書いておりますけれども、インターネットの他に窓口でも公表しますよ、ということで「農地台帳及び農地に関する地図の窓口での公表等は、当該情報の閲覧または交付を希望する者（以下「請求者」という。）からの請求のに基づき、農地台帳に記録されている事項の一部を記載した書面を閲覧または交付することにより実施するものとする。」ということで、農業委員会に来ても見られます、という内容でございます。

そして第9条は、請求する際にはここに掲げた（1）から（5）各号の事柄を記載して請求する、ということです。ここは割愛したいと思います。

そして請求の方法ですけれども、「請求者は、様式第1号により請求情報を記載した書面を農業委員会に提出する方法によらなければならない。」ということで、請求は農業委員会であるということが明記されてございます。

11条、12条につきましては様式についてということで割愛させていただきます。

13頁をお願いします。第13条ですけれども、「農地台帳の閲覧は、農業委員会事務局職員の面前において実施するものとする。」つまり台帳を貸出しして、どうぞ自由に見てください、ということはやりませんよ、と。あくまでも立会いの下で閲覧をしていただくということです。コピーは当然ありません。書き写し也没有せん。閲覧だけということになります。

第14条です。手数料の徴収ということで、簡単に言えば手数料を徴収しますよ、ということです。ですが、これは、手数料は議会の議決を得てやらなければ徴収することができませんが、先般12月の議会で1通1件につき200円という議決をいただいております。ですので、極端な例、業者が来て100通取りたいとなれば2万円かかる、という中身でございます。

15条は中間管理機構に情報を提供するという中身でございますので、これも割愛させていただきます。

皆さんが一番心配するのは、今まで農地台帳は自由に見て来たとし、情報ももらったし、場合によっては写しももらっていたけれども、それはどうなるのかと、やっぱり200円とられるのかな、ということですけれども、前にも説明したかと思いますが、そのことがこの最後の16条に記載されております。これが前は第6条で規定されていたものを第16条に持ってきた訳ですけれども、見出しには「農地情報の共有化のために提供した情報等の管理」ということで、こちら読みますけれども「この規定に基づく公表のほかに、農地流動化等の業務のために農地情報の共有化が必要となり、農地台帳に整備した情報を提供する場合には…これがまさしく今までやってきた内容を16条で定めたというふうに捉えていただければと思っております…情報の利用目的、提供した情報の内容等を整理し、適切な管理を行うものとする。」ということで委員さんが、もしくは農家の方々が来た場合には、今まで通り情報を提供して手数料ももらわない、というのがこの条項です。

14頁、15頁、16頁については様式が入っておりますのでこれは後でご覧になって頂ければと思っております。

まことに簡単ですが以上でございます。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第1号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第1号を採決致します。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

議長（高橋守男会長）

なしと認めます。よって「議案第1号 八幡平市農業委員会農地基本台帳点検等実施規定の一部改正について」は原案のとおり決定しました。

議長（高橋守男会長）

次に「議案第2号 八幡平市農業委員会事務局職員の任免について」を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。

事務局（遠藤事務局長）

それでは資料の最終頁18頁になりますけれども「八幡平市農業委員会事務局職員の任免について」ご説明致したいと思います。

4月1日付の人事異動内示でございます。

上のほう「(1) 前任者」となっておりますけれども、今回、農業委員会から変わる職員3名について記載しております。農業委員会は私も含めて6人おりますけれども、農業委員会そのものの職員の異動は2名ということになります。残り4名は従来通り農業委員会職員ということになっておりますのでよろしくお願いします。

まず最初に、職名のところでございますけれども、事務局長補佐兼農業振興係長 畑山直巳補佐が今度変わって、教育委員会事務局学校教育課 課長補佐兼総務係長兼学校給食センター所長補佐 となります。じゃあ実際どこにいるのかなということでございますけれども、隣が教育委員会の事務局になっておりますので、お気軽に声をかけていただければと思います。

それから主事の高橋慶君でございますが、異動後は企画総務部国体推進室に異動となります。これから来年度の国体に向けて様々な事業が入ってきますので、国体推進室は職員が増となっております。その職員が増えた部分として異動になったものでございます。

それから安代総合支所土木林業課主事補、併任職員でございますけれども、阿部聡八君ですけれども、市民福祉部市民課に変わられるということです。この職員につきましては安代の総合支所に勤務しておりますので、こちらの事務局の方には直接おりませんが、異動ということで3名

の異動となります。

下のほう「後任者」でございますが、職名のところですけども、事務局長補佐兼農業振興係長ということで高橋賢悦さんが参ります。学校給食センターの所長補佐ということで現在はいるわけですけども、畑山補佐の代わりに来るということでございます。

そして高橋慶君の後任では主任の安藤歌南子さんが来ます。前は企画総務部の税務課の主任をしておりました。

そして支所のほうなんですけれども、安代総合支所内で内部異動ということで土木林業課に配属になりました佐藤学君が併任ということで来ます。前は安代総合支所の地域振興課の主任ということで支所の中で地域振興課から土木林業課に変わって、農業委員会併任ということになります。

以上でございます。

議長（高橋守男会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第2号について質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（高橋守男会長）

なしと認め質疑・討論を終わります。

これより、議案第2号を採決致します。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

議長（高橋守男会長）

なしと認めます。よって「議案第2号 八幡平市農業委員会事務局職員の任免について」は原案のとおり決定しました。

6 開会（16時13分）

議長（高橋守男会長）

以上を持ちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了致しました。

これを持って、平成26年度第4回総会を閉会と致します。ご協力ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第34条第1項第2号の規定によりここに署名する。

平成26年 月 日

会 長 _____

14番委員 _____

27番委員 _____

成 2 6 年 度 第 4 回 八 幡 平 市 農 業 委 員 会 総 会

日 時 平成 2 7 年 3 月 2 6 日 (木) 午後 2 時 3 0 分～

場 所 八幡平市役所本庁舎 3 階大会議室

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

(1) 平成 26 年度第 12 回運営委員会報告について

5 議 事

議案第 1 号 八幡平市農業委員会農地基本台帳点検等実施規程の一部改正について

議案第 2 号 八幡平市農業委員会事務局職員の任免について

6 閉 会